

言語著作物に関する著作物性の判断基準

関口 七実

著作権法は、著作物を保護対象とした法律であり、侵害行為に対しては差止請求権といった強い権利が認められているなど、「著作物」の概念は作者の権利の“扇の要”の地位を占める中心的概念である。しかし近年の裁判例を見てみると、この「著作物性」の判断基準が曖昧なものが存在する。著作物性の認められたものとそうでないものの違いは、両者を単純に比較するだけでは判然としないが、他の事例を含めて裁判例の動向を見ると、著作物性は主に「創作性」の有無で判断されている。そこで、本研究では、近年の裁判例の考察と、それらに関する文献の分析を通じて、言語著作物の著作物性に関して適切な判断基準を検討した。

本研究では、主な論者における著作物性の考え方を整理し、過去約 15 年間に著作物性が争われた諸判決を考察し、言語著作物の著作物性の判断基準に関する考察を行った。調査の結果、著作物性の判断、とりわけ創作性の要件の判断には様々な見解が存在すること、

言語著作物の創作性については、筆者の何らかの個性が発揮されていればよく、厳密な意味での独創性は必要としないが、表現がごく短い場合や、表現形式に制約があり、他の表現が想定できない場合、表現が平凡かつありふれたものである場合には、創作性を否定する判決が多いことが判明した。

以上の整理及び著作物性に関する他の論稿を参考にしつつ、言語著作物における著作物性の判断基準は、原則的に広く著作物性を認めた上で、個々のケースに応じて、諸要素を斟酌すべきであると考えに至った。諸要素については、短い表現など、形式に制約のある著作物は、他の一般的な言語著作物と比較して高い創作性を求める、侵害された著作物の創作性に応じて、複製の認められる範囲を異にすべきと考える。なお、「個性の発露」と「選択の幅の大小」には顕著な差は認められないため、考慮要素から除外した。

著作物性を広く認めるという立場は、著作権者の保護を強化して他者の創作活動を過度に制限し、著作権制度本来の意義を失わせるのではないかと、という批判が考えられる。しかし実際のケースでは、侵害要件との相関関係が相当程度に考慮されており、作者の保護と創作へのインセンティブのバランスを失する結果は、現時点ではもたらしていないと考える。ただし、諸要素の考慮次第では、このバランスを危険にさらす可能性も否定できない。したがって、判決が公平な判断を下しているか否かについて、継続的に見守っていく必要がある。

(指導教員 石井夏生利)